

はじめての 信用取引ガイド

株式会社スマートプラス
2019年5月

1. 信用取引とは？

| | |
|--------------------|---|
| (1) 信用取引の仕組み | 4 |
| (2) 制度信用取引とは | 5 |
| (3) 一般信用取引とは | 6 |
| (4) 委託保証金とは | 7 |
| (5) 代用有価証券（代用掛目）とは | 7 |
| (6) 分別管理の扱いについて | 8 |

2. 信用取引のメリット・デメリット

| | |
|-----------------------|----|
| (1) メリット「レバレッジ効果」 | 9 |
| (2) メリット「1日に何度も取引できる」 | 9 |
| (3) メリット「有価証券の有効活用」 | 9 |
| (4) メリット「売りから始められる」 | 10 |
| (5) デメリット「損失の拡大」 | 11 |

3. 当社信用取引の特徴

| | |
|----------------|----|
| (1) 取引委託手数料無料 | 12 |
| (2) 金利優遇ステータス | 12 |
| (3) 信用取引口座開設基準 | 12 |

4. 信用取引ルール

| | |
|----------------------|-----|
| (1) 最低委託保証金維持率 | 1 3 |
| (2) 追加保証金 | 1 3 |
| (3) 追証解消方法 | 1 4 |
| (4) 保証金の引出し制限 | 1 5 |
| (5) 決済方法 | 1 5 |
| (6) 返済期日 | 1 6 |
| (7) 返済期日の繰り上げ | 1 6 |
| (8) 権利処理 | 1 7 |
| (9) 信用取引規制 | 1 9 |
| (10) 信用取引の注意喚起 | 2 1 |
| (11) 保証金計算 | 2 3 |
| (12) 余力計算 | 2 4 |
| (13) 買方金利 | 2 4 |
| (14) 売方金利 | 2 4 |
| (15) 貸株料 | 2 4 |
| (16) 信用管理費 | 2 5 |
| (17) 権利処理手数料 (名義書換料) | 2 5 |
| (18) 逆日歩 (品貸料) | 2 6 |
| (19) 配当金相当額 | 2 6 |

5. 信用取引の利用方法

| | |
|---------------|-----|
| (1) 追証を防ぐポイント | 2 7 |
| (2) 多様な取引 | 2 7 |

6. お問い合わせと重要事項

| | |
|--------|-----|
| お問い合わせ | 2 8 |
| 重要事項 | 2 8 |

1.信用取引とは？

(1) 信用取引の仕組み

信用取引とは、証券会社から買付資金や売付有価証券を借りて売買を行う取引です。証券会社がお客様に信用を供与して売買を行うことから信用取引と言われています。

信用取引の売買の際、約定金額の30%以上の額に相当する現金もしくは有価証券を担保として差し入れます。この担保を「委託保証金」といいます。

資金を借りて新規に株券を買付けることを「買建」といいます。株券を借りて新規に株券を売付けることを「売建」といいます。

借りた資金や株券は所定の返済期限があり、借りている期間に応じて金利や貸株料等の諸経費を支払う必要があります。

信用取引では委託保証金の約3倍の金額で売買ができる分、現物取引に比べ大きな損失を被る可能性があります。制度や取引条件について、よくご理解いただいたうえでご利用ください。

1.信用取引とは？

(2) 制度信用取引とは

対象銘柄や返済期限等が証券取引所により定められている信用取引です。証券取引所は上場銘柄のうち一定の基準を満たした銘柄を、規則に基づいて「制度信用銘柄」および「貸借銘柄」に選定します。

「制度信用銘柄」は買建のみ、「貸借銘柄」は買建・売建が可能です。

証券会社は制度信用銘柄であれば金銭を、貸借銘柄であれば金銭と有価証券を証券金融会社から借りることができます。このような制度信用取引の決済に必要な資金や株券を証券金融会社が証券会社に貸し付けることを貸借取引といいます。

制度信用取引の返済期限は最長で6ヶ月と定められています。

当社で制度信用取引を行える銘柄は、取引所が選定した「制度信用銘柄」および「貸借銘柄」の中から、取扱い対象銘柄として当社が定めたものとしています。

1.信用取引とは？

(3) 一般信用取引とは

証券取引所に上場している全銘柄の中から、銘柄や返済期限、貸株料、権利処理方法をお客様と証券会社の間で設定することが可能な信用取引です。制度信用取引では可能な貸借取引は一般信用取引では利用できません。

当社では現在、一般信用取引の取扱い準備中です。

制度信用取引と一般信用取引との比較

| | 制度信用取引 | 一般信用取引 (※弊社準備中) |
|-------|-----------------|--------------------|
| 委託保証金 | 約定価額の30%以上 (※1) | 約定価額の30%以上 (※1) |
| 逆日歩 | 機関投資家等による入札にて決定 | — |
| 返済期限 | 最長6か月 | お客様と証券会社との間で決定 |
| 対象銘柄 | 証券取引所が選定した銘柄 | 原則として全上場株式等 |
| 貸借取引 | 利用可能 | 利用不可能 |

※1 証券会社により異なる

1.信用取引とは？

(4) 委託保証金とは

信用取引による売買が成立した時、お客様が、売買約定日の翌々営業日までの証券会社が指定する日時までに、証券会社に差し入れなければならない担保のことです。当社では委託保証金は前受金制とさせていただきます。

委託保証金の額は、約定価額の30%以上（当社では33%）となっており、信用取引に係る委託保証金については、その額が30万円に満たない場合は、30万円と定められています。

委託保証金は、有価証券をもって、代用すること（代用有価証券）ができます。

(5) 代用有価証券（代用掛目）とは

委託保証金として差し入れる担保は、現金の代わりに保有されている株券等の有価証券を代用することが可能です。これを「代用有価証券」といいます。

代用有価証券は、価格変動リスクを伴うことから、時価に一定率（代用掛目）を掛けた価格で評価されます。

代用掛目は、銘柄ごとに異なる場合があり、証券取引所の規制や当社の判断により変更されることがあります。

委託保証金としての代用評価額は前日時価に掛目を乗じた価格となります。

当社で代用可能な有価証券は当社取扱銘柄に限定されます。

1.信用取引とは？

(6) 分別管理の扱いについて

分別管理とは、証券会社がお客さまからお預かりした金銭や株式を、証券会社自身の資産とは厳格に区別して管理することをいい、証券会社に厳しく義務付けられています。従って、この分別管理の対象となっている資産であれば、証券会社が破綻した場合でも、影響を受けることなくお客さまへ返還されます。

信用取引において、委託保証金現金および同代用有価証券（追証含む）は分別管理の対象となりますが、建玉および評価益については対象となりません。

2.信用取引のメリット・デメリット

(1) メリット 「レバレッジ効果」

信用取引では、担保として差し入れた委託保証金の約3倍の金額で売買が可能です。

当社の信用取引では、委託保証金率が33%ですので、33万円の委託保証金があれば100万円の株式を信用取引で売買することが可能となります。

(2) メリット 「1日に何度も取引できる」

現物取引では、同じ資金で同じ銘柄を1日に何回も売買することはできませんが、信用取引では一日に同一銘柄の複数回売買が可能です。

(3) メリット 「有価証券の有効活用」

信用取引では、お持ちの株式等を代用有価証券として保証金に差し入れることが可能なため、保有資産を有効活用できます。

値下がり等で当面売却する予定のない株式や、株主優待または配当金を期待して長期保有している株式等を担保として利用することで、資産を効率的にご活用いただけます。

2.信用取引のメリット・デメリット

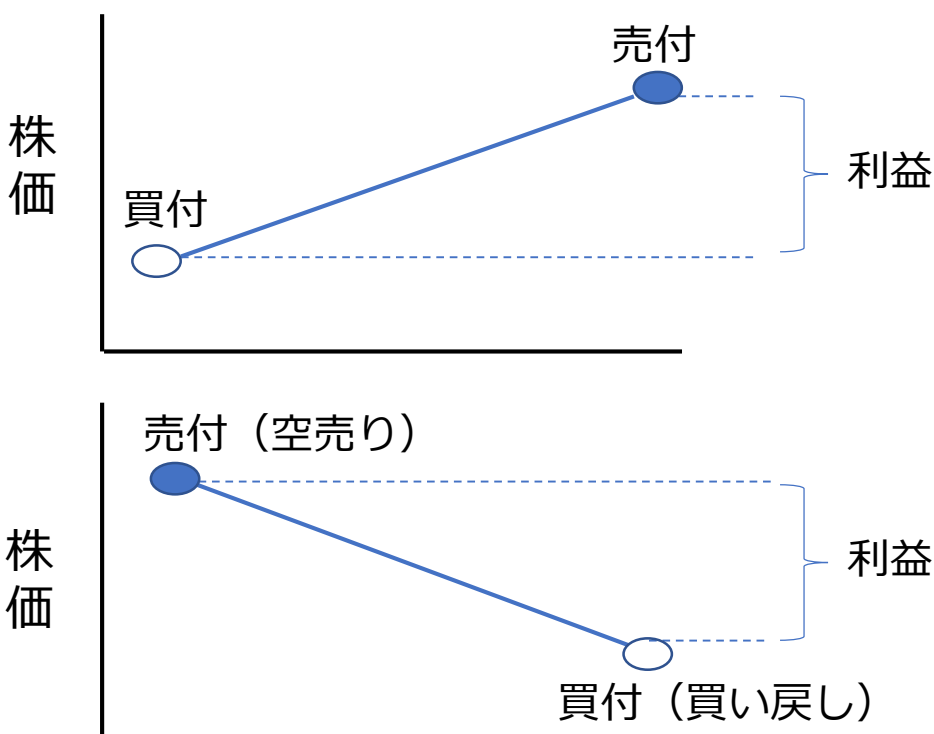
(4) メリット 「売りから始められる」

現物取引では株式を「買い」からしか取引を始められません。信用取引では「買い」からだけでなく、「売り」からも取引（「空売り」）を始められます。

株価が下落すると予想される際に「空売り」取引を行い、株価が下落したタイミングで買い戻すことで、利益を得られる可能性があります。

信用取引を利用し投資機会を増やすことができます。

信用取引の場合
相場の上昇だけでなく下落局面でも利益を獲得



2.信用取引のメリット・デメリット

(5) デメリット 「損失の拡大」

信用取引は委託保証金の約3倍の金額でお取引が可能であることから、現物取引と比較して損失が大きくなる場合があります。

多額の損失が発生し、その損失額が差し入れた委託保証金を上回るおそれがあります。

投資判断と逆の方向に株価が動いた場合等、レバレッジをかけた信用取引では大きな損失を被る可能性があります。

3. 当社信用取引の特徴

(1) 取引委託手数料無料

信用取引売買時の取引委託手数料は無料です。

(2) 金利優遇ステータス

信用取引金利はお客様のSTREAMのクラスにより異なります。

詳細は「信用取引金利について (<https://help.smartplus-sec.com/s/article/interestrate>) 」をご覧ください。

(3) 信用取引口座開設基準

審査項目一覧

- ・当社に株式総合口座を開設していること。
- ・一年以上の株式取引経験を有していること。
- ・投資に対するリスク許容度が「ハイリスク・ハイリターン」であること。
- ・30万円以上の金融資産を有していること。
- ・代用有価証券の包括再担保契約を締結していただくこと。

上記のほか、当社の約款・規程・諸規則に照らして審査を行い、基準を満たしていることを確認し、信用口座の開設を承認します。

4.信用取引ルール

(1) 最低委託保証金維持率

信用取引では、取引額に対して必要な担保（委託保証金）の割合を「委託保証金率」といいます。

総保有建玉に対する委託保証金の割合を「委託保証金維持率」といいます。

建玉を保有継続するために最低限必要な委託保証金の割合を、「最低委託保証金維持率」といいます。当社では25%です。

(2) 追加保証金

信用取引で建玉の評価損が拡大した場合や代用有価証券の値下がりにより、最低委託保証金維持率（当社では25%）を下回った場合、委託保証金を追加で差し入れる必要があります。これを「追加保証金」（追証）といいます。

4.信用取引ルール

(3) 追証解消方法

追加保証金が発生した場合、発生日から起算して翌々営業日の15：30までに追加保証金を解消する必要があります。

解消方法は

- ①追加保証金を現金で入金する
 - ②委託保証金維持率が33%となるまで信用取引建玉の一部もしくは全部を返済する
- という2つの方法があります。

追証発生後、株価の変動により委託保証金維持率が33%を上回っても、追証の解消とはなりません。

追証発生後、期限までに委託保証金維持率の回復が当社で確認できなかった場合は、お客様の全建玉を当社の任意でお客様の計算により反対売買を行うことがあります。

全建玉決済による決済損が、委託保証金現金の範囲内で充当できない場合は、受渡日までに不足金をご入金いただく必要があります。不足金のご入金がない場合は、全代用有価証券を当社の任意で売却し、約定代金を充当させていただくことがあります。

代用有価証券の売却でも不足金が解消できない場合は、速やかにご入金いただく必要があります。

4.信用取引ルール

(4) 保証金の引出し制限

委託保証金維持率33%未満の場合、もしくは建玉がある状態で委託保証金が30万円を下回っている場合は、保証金からの出金（引出し）はできません。

現引についても、現引による委託保証金の差換え後の委託保証金維持率が33%未満となる現引はできません。

(5) 決済方法

信用取引の建玉返済には、反対売買または現引・現渡による決済方法があります。

反対売買とは買建玉を売却する売返済、売建玉を買い戻す買返済です。

現引とは、買建てた株券の代金を支払い、現物株式として引き取る決済方法です。

現渡とは、保有している現物株を差し入れて返済する決済方法です。

4.信用取引ルール

(6) 返済期日

制度信用取引の返済期日は、新規約定日より6ヶ月目の応当日（応当日がない場合はその月の末日、休日の場合は前営業日に繰上げ）です。ただし、当社ではお客様はこの返済期日の前営業日までに「反対売買」、「現引」または「現渡」による決済をしていただきます。

一般信用取引の返済期日は、原則として無期限です。
（現在、当社は取扱い準備中です）

返済期日の前営業日までに反対売買、現引または現渡されなかった場合、返済期日に反対売買により決済させていただきます。返済期日において、反対売買できない（市場で値がつかない等）場合、返済期日の翌営業日以降に反対売買等（現引・現渡を含む）により決済をさせていただきます。

その際に発生した決済損等が預り金または委託保証金現金を超える（範囲内で充当できない）場合は、受渡日までに不足金をご入金いただきます。

(7) 返済期日の繰り上げ

上場廃止・株式合併・株式交換・株式移転・株式併合（減資）等が発生した場合、および当社が必要と判断した場合は、返済期日を当社が定める期日まで繰り上げることがあります。

お客様には変更後の返済期限（返済期日の前営業日）までに反対売買、現引または現渡による決済をしていただきます。

4.信用取引ルール

(8) 権利処理

●配当金が発生した時の取扱い

配当金の権利確定日をまたいで信用建玉を保有された場合、配当金支払時期に「配当落調整金」の授受が発生します。

信用取引では配当金の受払いはないため、買い方は損、売り方は益となります。その分を調整するため、「配当落調整金」を売り方が買い方に支払います。

買建玉であれば受取ることができ、売建玉であればお支払いいただきます。

●株式分割時の建玉の取扱い

株式分割の権利処理では、建株数や建単価が調整されます。

分割比率が1：2など、整数倍の分割の場合、売建株数または買建株数を増加し、売買値を減額します。

分割比率が1：1.5など、整数倍以外の分割の場合、建単価の調整が行われます。建単価は証券金融会社の権利入札で決定された権利処理価格を差し引いて調整されます。

●新株予約権等が付与された時の取扱い

株数の調整はされず、建単価の調整が行われます。建単価は証券金融会社の権利入札で決定された権利処理価格を差し引いて調整されます。

4.信用取引ルール

権利処理

株式分割比率が整数、分割比率が 1 : 2 の場合

| | 買付（売付）株数 | 約定値段 (1株あたり) |
|-------|----------|-----------------|
| 株式分割前 | 1000株 | 800円 |
| 株式分割後 | 2000株 | 400円 |

株式分割比率が整数以外、分割比率が 1 : 1.5 の場合
※権利処理価格は200円とした場合

| | 買付（売付）株数 | 約定値段 (1株あたり) |
|------------------|----------|-----------------|
| 株式分割前 | 1000株 | 800円 |
| 株式分割後 (権利処理後) | 1000株 | 600円 |

4.信用取引ルール

(9) 信用取引規制

●二階建制限

委託保証金として差入れている代用有価証券と同一銘柄の株式を買建されることを「二階建て」といいます。

「二階建て」では、株価が下落した場合、代用有価証券の評価の下落に加え、信用建玉の評価損も拡大するため、二重に担保価値が下がることとなり、場合によっては追証が発生しやすい状況となります。

当社では保証金総額に対する当該代用有価証券の保有比率が50%以上を占めている場合、および50%以上を占めることになる場合、信用新規買建・現物買付・品受・保証金現金の引き出し等を制限させていただきます。

●増担保規制（委託保証金率の引上げ）

個別銘柄の信用取引の利用が過度（日々公表銘柄で取引所が定めるガイドラインに抵触した銘柄）となった場合、証券取引所は当該銘柄の新規信用取引の利用を抑制するため、委託保証金率の引上げ措置を行います。

規制実施前に約定した建玉については、引き上げの対象となりません。

4.信用取引ルール

●空売り制限

信用新規売（空売り）は、法令等により、「空売り価格規制」が設けられています。

信用新規売（空売り）注文を51単元（適格機関投資家に該当する場合は1単元）以上発注した場合、「トリガー抵触銘柄」（前日終値や最終気配値段などの当日基準値から10%以上値段が下落した銘柄）には「空売り価格規制」が適用されます。

信用新規売注文において、寄付前は当日基準値以下の空売り禁止、寄付後は株価上昇局面の場合、直近公表価格未満での空売り禁止、株価下落局面の場合、直近公表価格以下での空売り禁止となります。

「トリガー抵触銘柄」でない場合も、基準値から10%以上の下値での発注は禁止されています。

トリガー抵触となった場合、即日「空売り価格規制」対象銘柄となり、当日株価が回復した場合でも翌営業日の取引終了時点まで「空売り価格規制」が適用されます。

「空売り価格規制」に抵触した場合、証券取引所で注文が受けられず、失効する場合があります。

空売り価格規制の適用を逃れる意図のあるなしにかかわらず、51単元以上の注文を50単元以下に分割発注した場合は「価格規制違反」となるおそれがあります。

当社では、51単元以上（複数回注文により50単元を超えた場合を含む）の空売り（信用取引売り）注文はできません。

※取引時間および場間（11:30～12:30）の取消数量も合算しますので、ご注意ください。

4.信用取引ルール

(10) 信用取引の注意喚起

●日々公表銘柄

取引所は、信用取引の過度の利用を未然に防止するために、一定のガイドラインを設け、当該基準に該当した銘柄については、毎日、信用取引残高の公表を行っています。このような銘柄を日々公表銘柄とといいます。

委託保証金率の引上げなどの規制措置を受ける規制銘柄とは異なります。なお、日々公表銘柄以外の通常の銘柄の信用取引残高の公表は週1回です。

●貸株注意喚起銘柄

貸借取引において証券金融会社は証券会社に対して株券の貸付けを行っています。貸付株券の調達が困難となるおそれのある場合、証券金融会社が証券会社や投資者に通知、公表を行って貸株利用等に関する注意を促すことがあります。この通知、公表の対象となった銘柄を貸株注意喚起銘柄とといいます。

4.信用取引ルール

●貸株申込制限銘柄

証券金融会社において貸付株券の調達が困難となった場合において、証券金融会社が証券会社に対して貸借取引申込みの制限または停止を行うことがあります。

この制限、停止の対象となった銘柄を貸株申込制限銘柄といいます。

貸借取引申込みの制限または停止は、次のイ、ロ、ハに伴う申込みの一部または全部が対象となります。

- イ. 制度信用取引の新規売り
- ロ. 制度信用取引の買い方の現引き
- ハ. 制度信用取引の買い方の転売

なお、証券取引所では、貸株申込制限銘柄について、日々の信用取引残高の公表を行っています。

4.信用取引ルール

(11) 保証金計算

委託保証金総額

= 保証金現金 + 保証金代用 - 差引評価損(※1) + 決済益(※2) - 決済損(※3) - 諸経費(※4)

保証金代用

= 前営業日の終値による保有総額 × 代用掛目(80%)
(※5)

必要保証金

= 建玉総額 × 委託保証金率(33%)

(※1)差引評価損：未決済建玉の計算上の損失と利益を通算し損失となった場合、委託保証金総額から差し引かれます。

(※2)決済益：建玉を反対売買により利益が発生した場合に、受渡日が未到来でも委託保証金に追加されます。

(※3)決済損：建玉を反対売買により返済し損失となった場合、受渡日が未到来でも委託保証金から差し引かれます。

(※4)諸経費：金利・貸株料、信用管理費、権利処理手数料（名義書換料）、税金は、お客様が負担する予定の金額が委託保証金から差し引かれます。逆日歩、配当相当額は、受取金額と支払金額を通算した結果、お客様の負担となった場合に委託保証金から差し引かれます。

(※5) 代用掛目（80%）：当社の定める委託保証金への換算率です。

・未決済の益金および受取予定の逆日歩、配当相当額は委託保証金に算入されません。

4.信用取引ルール

(12) 余力計算

信用新規余力 = 保証金余力 ÷ 委託保証金率(33%)

(保証金余力がプラスであっても最低保証金30万円未満の場合は、信用新規余力は0円となります。)

保証金余力 = 委託保証金総額 - 必要保証金

(13) 買方金利

信用取引の買建で借りた資金に対して、建玉の保有期間に応じて所定の金利が発生します。年率を日割り（土日祝日含みます）計算し、建玉決済時にお支払いいただきます。

当社では買建金利がSTREAMのクラスに応じて変動します。お客様ごとの金利の決定方法詳細は、「信用取引金利について (<https://help.smartplus-sec.com/s/article/interestrate>)」をご確認ください。

(14) 売方金利

信用取引の売付けで売却代金を預けることに対して受け取る金利のことです。

(15) 貸株料

証券会社から株を借りるために支払う費用のことです。

4.信用取引ルール

(16) 信用管理費

信用建玉の保有期間に応じて発生します。新規建約定日より1か月経過する毎に1株あたり10銭（税抜）、売買単位が1株である銘柄については1株あたり100円（税抜）の割合で計算され、最高上限額は1000円（税抜）です。建玉返済時に約定代金からお支払いいただきます。

(17) 権利処理手数料（名義書換料）

買建玉を権利確定日をまたいで保有した場合に発生する権利処理手数料です。売買単位あたり50円（税抜）の割合で計算され、最高上限額がないため、売買単位によっては建玉金額に対して多額となる可能性があります。

4.信用取引ルール

(18) 逆日歩

売り方が買い方に支払う費用です。

制度信用取引において市場の売り残高が買い残高を大きく上回ると、売建のための株券が不足します。株券の不足が発生した場合、証券金融会社は証券会社または生損保等の機関投資家から入札方式で株券を調達します。その入札により決定された手数料を逆日歩（品貸料）といいます。

(19) 配当金相当額

配当金の権利確定日をまたいで売建玉を保有した場合、配当金に相当する金額を支払います。（買建玉を保有していた場合は配当金相当額を受取ります。）

制度信用取引では当該銘柄の配当金の84.685%の金額を配当金相当額として配当金支払時期にお支払いいただきます。

5.信用取引の利用方法

(1) 追証を防ぐポイント

- レバレッジを抑える

委託保証金率の最高限度枠まで取引をすると、株価変動による影響を受けやすく、追証発生の可能性が高くなります。委託保証金率に余裕を持たせることで、株価変動の影響を抑え、追証発生の可能性を下げるすることができます。

- 委託保証金を現金で差し入れる

委託保証金を代用有価証券で差し入れた場合、その銘柄の株価下落または代用掛目変更等により委託保証金の評価額も下がります。株価の変動リスクが建玉銘柄以外でも発生することとなります。現金のみの委託保証金とすることで、追証発生の可能性を下げるすることができます。

- 損切ラインを決めておく

お客様ご自身で金額等取引ルールを決めておき、追証となる前に返済するなど、評価損の拡大を防ぐよう注意しましょう。

- 二階建てをしない

委託保証金として差し入れている代用有価証券と同じ銘柄を買建し、当該銘柄の株価が下落した場合、建玉損と代用有価証券の評価額減少により大幅な委託保証金率の低下が発生する可能性があります。追証発生の可能性が高くなるため、二階建て取引には注意しましょう。

(2) 多様な取引

信用取引では、買建と売建を組み合わせることでリスクを減らしたり、効率的なリターンを狙うなど、多様な取引手法が利用可能です。詳しくは「信用取引かしこい使い方 (<https://smartplus-sec.com/guide/margin-howto/>)」をご覧ください。

6. お問い合わせと重要事項

<お問い合わせ>

商号等：株式会社スマートプラス

金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第3031号

加入協会：日本証券業協会

スマートプラス公式HP：<https://smartplus-sec.com>

公式Twitter：https://twitter.com/STREAM_baas

広報ブログ：<https://blog.smartplus-sec.com>

<重要事項>

- ・スマートプラスでお取引いただくこととなった際は、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。
- ・株式のお取引については、株価の下落により損失を被ることがあります。また倒産等発行会社の財務状況の悪化により損失を被ることがあります。
- ・信用取引につきましては、金利、貸株料、品貸料などの諸経費がかかるほか、株価等の変動により委託保証金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。
- ・資料等の中で個別銘柄が表示もしくは言及されている場合は、あくまで例示として掲示したものであり、当該銘柄の売買を勧誘・推奨するものではありません。
- ・お取引に際しては、当社から交付される契約締結前交付書面等をよくお読みください。